

議案第百四十七号

福島県議会情報公開条例の一部を改正する条例

福島県議会情報公開条例（平成十三年福島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「記述等」の下に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）」を加える。

第二十七条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条に次の二項を加える。

2 議長は、法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十一条又は法第三十四条から第三十七条までに規定する手続をしたときは、当該手続の内容を記載した書類を審査会に提出するものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際に改正前の福島県議会情報公開条例第二十七条の二の規定により提出されている書類その他の物件は、改正後の福島県議会情報公開条例第二十七条の二の規定により提出された書類その他の物件とみなす。